			令和7年度の調達改善計画			取組の目標			宇佐	宝施	取組の効果(どのようなことをし			引:令和7年4月1日~令和7年9月30日) をして、どうなったか) 実施において	
	共通的 な取組	取組の項目	具体的な取組内容	重点的な取組の 選定理由	難易度 ※1	取組の 開始年度	(原則、定量的に記載)	目標達成 予定時期	(予定) 時期	実施した取組内容	進捗度 ※2	定量的	定性的	明らかとなった 課題等	今後の計画に反映す 際のポイント
D		指針を踏まえて特に改善に取り組む事項 一者応札改善のため、一者応札となった案件に関しては、応札しなかった事業者へヒアリングを実施する。	一者応札改善のためのアンケート調査を引き続き実施する。ただし、回答事が低いことから、アンケート調査に加え一者応札となった案件の担当において、①なぜ応札しなかったうなか、②きな要因は何か、③どのようなか、のとまな要因は何か、③とのようなから、②とのようなから、②とのようなが、②とのようなが、②とのようなが、②とのようなが、②とのようなが、②とのようなが、②とのとが、②とのとが、②とのといてのヒアリングも引き続き体的な取組は以下のとおり。・アンケート調査をきるようアンケー・おり、ジを仕様書等を受け取りに来た事業者と入札説明会に出ていた。といいなどを仕様書等を受け取りに来た事業者と入札説明会に出て対して、アレングを仕様書等を受け取りに来た事業者と入札説明会に出て対して、アレングを仕様書の方に応比なかった者に対して、アルングを仕様書を検証・引き続き、そのヒアリング結果を検証・引き続き、そのヒアリング結果を検証・引き続き、そのヒアリング結果を検証・引き続き、そのヒアリング結果を検証・引き続きをいた。	一者応札となった案件には何らかの理由があり、その理由を探ること、また、その理由を探る過程において、どのような点に気を配配が、複数部では、とのような点になるの要件の報告を促し、本書を可能ないの。当年で改善者が応来中について、次年度の報とは、当广案中について、次年度の報報を報となった。	A	Н30	・仕様書を入手、又は入札説 明会に出席した事業者が者を 数あったにもかかわらず一名 成札となった実件に契約 が作成した・一者応名シートに は、必ず担当課に対しアリン が結果、開札後1週簡とリカに一名 接上アリング結果、開札後2週間といった 接上アリンで理由を明を出る。そ が応えたで理由を明をできると ともに、当合れて、等での内させない は、当時でた変料に、当時でな変料に は、担当課室と協議の上、調 は、担当課室と協議の上、原 時本のより、原 は、担当に は、担当に に、 は、担当に に まる。	R7	R7	入札説明書を入手した者へのアンケート調査、及び一者応札となった案件の担当課において、仕様書等を受け取り、又は入札説明会に参加した結果、応札しなかった事業者へのヒアリングを実施した。		いてヒアリングを実施した。 ヒアリングに対する回答では、人員や体制の確保が困難とするものが8者と最も	一者応札の理由を調査することにより、 応札しなかった理由が事業で書きる都合に よるものではなく、当庁で改善で含品 由(仕様書の明確化等)が確認された 場合、次年度以降の特に継続や類似の 案件において、一者応札の是正のため の措置を講じることができる。	査の回答は6件(前年同期10件)で あった。 引き続き、アンケートへの協力に ついて、入札説明会等の事業者と	・令和7年度下半期も引き
)		随意契約の見直し	・定期購入物品、不定期の物品調達等については、引き続きオープンカウンター方式での調達を実施する。また、請負契約(少額随契)についてま、オープンカウンター方式での調達が可能なものについては、試行的に導入する。	オープンカウンター方式を導入す	A	Н31	・随意契約においても、公募により、競争性を確保するため、その効果が期待できる一定程度の分量の調達については、オープンカウンター方式を継続する。・請負契約にかかるオープンカウンター方式のは一部の表別である。というでは、まりでは、まりでは、まりでは、まりでは、まりでは、まりでは、まりでは、まり	R7	R7	・定期消耗品の購入、電話機の購入など計5件についてオープンカウンター方式による調達を実施した。		オープンカウンター方式による調達件数は、前年同期の2件から3件増加し、5件となった。また、調達(件につきを24者から見積書の提出があった。その中で新規の(過去5年以内に消費者だけ、入札等をしたことのない)事業者が有あった。	-	・オープンカウンター方式による調達において、新規の参加事業者が 1者あった。引き続き、新規事業者等に対し、オープンカウンター方式への参加を促し、競争性の確保に 努める。 ・可能な範囲で役務契約も含めた 調達案件の拡充を図っていきた い。	・令和7年度下半期も引きする。
	0	護達改善に向けた事 を・ 管理の充実	一者応札改善令の取組を行っていくため、事前審査として、仕様書におてそれ、後書をとして、仕様書におててる調達内容、資格要計担当において審立を実施は一般であり、また、事を書をとしての次をがあり、また、事をでは、当時、をは、また、また、また、また、また、また、また、また、また、また、また、また、また、		A	H26	・情報シ表にない場合を ・情報シ表にない場合事にして を表にない場合事とない得る事にない場合事にない場合事になり担当参 を表になり担当参を を表して、人札・調査・研究に、一般を ・会職の要に、一般を ・会職の要に、一般を ・会職の要に、一般を ・会職の要に、一般を ・会職の要に、一般を ・会職の要に、一般を ・会職の要に、一般を ・会職の要に、一般を ・会職の要に、一般を ・会職の要に、一般を ・会職の要に、一般を ・会職ので、一般を ・会職ので、一般を ・会職ので、一般を ・会職ので、一般を ・会職ので、一般を ・会計を担当仕者が、 ・会計を担当仕者を ・会計を ・会計を ・会計を ・会計を ・会社の ・会職の ・会、 ・会職の ・会職の ・会職の ・会職の ・会職の ・会職の ・会職の ・会職の ・会、 ・会職を ・、一の ・、一の ・、一の ・、・、・、・、 ・、・、 ・、・、 ・、、 ・、、 ・、、	R7	R7	一者応札改善への取組を行っていくため、事前審査として、仕様書における調達内容、資格要件等について審査を実施した。また、事後審をとして外部機合とのような、等監視委員会を開催した。		競争契約案件は79件、896百万円(前 年度74件、920百万円)であり、件数で 件増、金額で24百万円の滅となってい る。前年同期と比べ件数は増加し、金 額は減少している。 競争契約案件のうち、一者応札による ものは21件、343百万円(前年同期15件、395百万円であり、件数で6件増、金額で52百万円であり、件数で6件増、金額で52百万円の滅となっている。 調達経費別に見ると、「情報システムは34件中0件(前年周期5件中1件、301百万円)であり、件数、金額ともに皆滅、・調査研究24件中7件、63百万円)であり、件数で4件増、金額は増減なし、・金騰開催等業務は、86件中件、3百万円、(前年度21件中0件)、件数、金額とも皆増、 ・印刷製本は、1件中0件)、件数、金額とも皆増、 ・印刷製本は、1件中0件、(前年度2件中0件)、件数、6額とも16増、 ・1の10年度30件中11件、93百万円)であり、作数で1件、金額で184百万円の増となっているの経費は31件中9件、277百万円(前年度30件中11件、93百万円)であり、件数で1件、金額で184百万円の増となっている。	_	_	・令和7年度下半期も引き する。
			具体的な取組内容は、下記のとおり。 ・入札参加資格(資格等級等)の緩和狂 (特に資格等級で動かるとと認めると きは等級を追加・ ・入札に参数を追加・ ・人札に参加可能な事業者の事前 ・競争参加者を確保するための十分 な準備期間をの開催等による周知 ・業務説明会の開催保による周知 を必要情期間をより確保にある。 ・公告期間をより確保を合わ、総会制 を必告期間をより、 ・公告期間をより、 ・公告期間をより、 ・公告期間をより、 ・公告期間をより、 ・公告期間をより、 ・公告期間をより、 ・公告期間をより、 ・公告期間をより、 ・公告期間をより、 ・公告期間をより、 ・公告期間をより、 ・公告期間をより、 ・公告期間を以上、 ・金子入札、 ・電子入札、 ・電子別、 ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・							具体的な取組内容は、下記のとおり。 ・入札参加資格の緩和(特に資格等級) ・入札参加資格の緩和(特に資格等級) ・大人を記述のときは全等級とするよう検討) ・人株に参加可能な事業者の事前調合・競争参加者を確保するための十分な準備期間の確保・業務説明会の開催等による周知徹底を近く入札公告期間を合わせ最終価極格通格落札方式は平均31日間の公告期間を確、人方式は平均31日間の公告期間を確く令和7年7月に開催)・入札零員会による事後審査化方和7年7月に開催)・電子調達システムの電子入札機能を利用した調達の実施		前年度一者応札案件から今年度複数者応札から今年度複数者応札から今年度一者応札となった件数は3件、前年度複数者応札から今年度一者応札となった件数は3件であった。 また、入札等監視委員会を令和7年7月に開催し、審査案件を件中1件が一者応札案件となっている。			
	0	関連事務のデジタル化の推進	調達事務の効率化、事業者の利便性 を図る観点等から電子調達システム の電子入札機能を利用した調達を推 進するために、紙入札を希望する場 合は別紙を提出させる等を入札説明 書等へ記載。また、ポスター掲示及び リーフレットを配布することにより、電子 調達システムの利便性等について 事業者への周知を行う。		A	R4	電子調達システムの電子入 札機能を利用し調達の実施 は、調達事務の効率化、事業 者の利便性を図る観点等か ら、令和7年度においても 100%を目標とし、電子契約 の件数の増加に努める。	-	R7	電子調達システムの電子入札機能を 利用した調達の実施。また、ポスターの 掲示及び入札室にてリーフレットの配 布を行い、電子調達システムの利便性 等について事業者への周知を行った。 また、入札方法は電子入札を原則と し、紙による入札を行う者には、紙 入札理由書を提出していただくこととし ている。	Α	電子調達システムの電子入札機能を利用した調達は100%(前年同期100%)であり、電子応札件数は、61件、電子入札率74.4%(前年同期66件、電子入札率74.4%(前年同期66件、電子入札率が低下したのは、期間中、消費者被害実態調査等の調達を複数実施した結果、紙入札で参加した適格消費者団体が多かったことが要因と考えられる。また、電子調達システムを利用した契終手続は29件であり、前年同期17件から12件の増加となった。電子契約の利用が大幅に増加するなど、事業者の利便性の向上を図ることができた。	_	紙入札とした事業者の理由は、以下のとおりであった。 ・電子証明書未取得が29件、 ・電子研明書未取得が29件、 ・電子研算達システムの推奨環境に 適応していないが10件、・他の入札と重複しており、システムが利用できないが2件、等となっていた。(複数回答可)上記の結果、電子調達システムの利用ができない主を要因は、事業者側の準備面及びシステムの利用環境によるものであることが明らかとなった。	する。 ・紙入札とした事業者に 用手順、システムの推奨 載したリーフレットを配布 引き続き、電子調達シス

- 電子入札率=電子応札案件数・電子入札案件数 ・電子入札案件数入札案件数のうち、電子入札が可能な案件数(紙と電子の混合も含む) ・電子応札案件数開札された入札案件のうち、電子入札を行った民側利用者が1社以上存在する案件数 電子契約率=電子契約案件数・電子応札案件数十電子入札によらない電子契約案件数) ・電子契約案件数・契約確定案件数のうち、「契約書」または「請書」を「電子」で実施した案件数 ・電子入札によらない電子契約案件数:電子契約のうち、電子入札を行わずに電子契約を実施した案件数(電子契約案件数の内数)
- A+:効果的な取組 A :発展的な取組 B :標準的な取組

- -A: (定量的な目標)目標進捗率90%以上
 (定性的な目標) 計画に記載した内容を概ね実施した取組
 -B: (定量的な目標) 目標進捗率50%以上
 (定性的な目標) 制度進捗率50%以上
 (定性的な目標) 制度進捗率50%以上
 (定性的な目標) 制度進捗率50%以上
 (定性的な目標) 目標進捗率50%未満
 (定性的な目標) 目標進捗率50%未満
 (定性的な目標) 何らかの理由によって計画に記載した内容が実施できなかった取組、または計画に記載した内容の検討を開始するまでにとどまった取組

その他の取組

おり、おりません。 おりま おりま おりま はんしん はんしん はんしん はんしん はんしん はんしん はんしん はんし		令和7年度上半期自己評価結果(対象期間:令和7年4月1日~令和7年9月30日)						
具体的な取組内容	新規 継続 区分	取組の効果 (どのようなことをして、どうなったか)						
	E-73	定量的	定性的					
調達の適正性の向上 ・競争性のない随意契約をする際は、随意契約審査委員会において、随意契約にせざるを得ない理由を含めてその是非の審査を行うとともに、競争手続への移行を検討する。 ・随意契約については、価格交渉の内容を把握し、適正な価格となっているのか検証を行う。 ・特にシステム関連については、PMO審査において価格の妥当性等の検証を行う。 ・随意契約に係る情報の公表として、契約件名・相手方・契約金額等について、消費者庁ウェブサイトにおいて公表し、透明性の確保を図る。	継続	・随意契約審査委員会を開催し、競争性のない随意契約23件、企画競争による随意契約5件、公募による随意契約1件、公募による随意契約1件、公募による随意契約1件をそれぞれ一般競争入札に移行した。 ・競争性のない随意契約案件及び公募による随意契約案件7件について価格交渉を行い、1件で値引きが行われ、当初提示額から計1,889千円(平均4.5%)が削減された。・情報システム関連については、少額随意契約を含む14件についてPMO審査を実施した。	により、必要に応じて仕様書の見直し等を行い、一般競争が可能と判断されるものについ					
総合評価落札方式への対応 ・情報システム開発、調査、研究、広報等の調達において技術的要素の評価を行うことが重要であるものについては、総合評価落札方式を採用し、事前に適正な評価項目となっているか、価格点と技術点の割合の適正の可否を会計担当で審査し、事業者からの提案書提出後に技術提案内容の履行の確保等を技術等審査会で検証する。	継続	・総合評価落札方式の実施件数は41件で あった。	-					
<u>汎用的な物品・役務</u> ・汎用的な物品・役務 ・汎用的な消耗品(OA消耗品、コピー用紙等)の調達や役務契約(速記等)については、共同調達を行う。	継続	・汎用的な消耗品(コピー用紙等)、役務契約(速記等)の計14件について、共同調達を 実施した。	-					
人材の育成 ・会計担当で作成した調達事務等のマニュアル等を活用した新規入庁職員向け研修や既存職員への周知を行い、職員のスキルアップを図る。	継続	・新任職員を中心に内閣府が実施する会計 実務研修等に延べ11名が参加した。 ・新規採用者への新人研修の際に契約事務 の説明を行った。 (令和5年度より実施)	-					
外部有識者による個別調達案件の点検 ・各調達案件について、入札等監視委員会の外部 有識者による契約の競争性、公正性等の事後 チェックを行う。		・入札等監視委員会を令和7年7月に開催 し、8件について審査を行った。	-					
市場価格調査の実施 ・適正な価格で契約を行うため、市場価格調査を積極的に実施し、複数者から見積書を徴取するとともに過去に調達した類似事例等を参考にし、適正な予定価格の設定を行う。	継続		・市場価格調査を積極的に実施することによる徴取した複数者からの見積書や、過去に調達を行った類似案件も参考にし、適正な予定価格の設定を行うことができた。					

外部有識者からの意見聴取の実施状況 (対象期間:令和7年4月1日~9月30日)

_外部有識者の氏名・役職【 竹内 啓博(公認会計士・税理士) 】 意見聴取日【令和7年11月3日】

意見聴取事項	意見等	意見等への対応
〇令和7年度上半期に実施した取組とともに、自己評価全	〇前年上半期から一社応札が増加しており、要因分析によ	
般について	り競争性の確保に役立てる必要性が高くなっている状況で	に会計担当のチェックを重点的に行い、アンケート及び一者
	あるが、入札実施後のアンケート調査及びヒアリングへの	応札のヒアリングの回答率の低下については、要因を分析
		し、特にヒアリングの実施率においては、今年度下半期より
	阻害する内容が仕様に含まれないか、適切な調達時期に	改善できるよう努めてまいります。
	関する改善に向けた取組みを継続して頂きたいと思いま	
	す。	
		〇ご意見を踏まえ、適切な予定価格の設定に努めてまいり
	○予定価格の設定に際して複数者からの見積りを入手する	ます。
	など、市場価格の動向や調達案件に係る需給状況の把握	
	に努めることで競争性の確保に繋げて頂きたいと思いま	
		〇少額随契におけるオープンカウンター方式の拡大に努
		め、入札においても新規の事業者からも参考見積書を取得
		するよう会計担当より庁内に周知することといたします。
	者の発掘という面も排除することなく競争性を高めて頂きた	
	いと思います。	